

第 215 回 役員 会議 事 要 録

1 日 時 平成 26 年 3 月 28 日 (金) 15 : 10 ~ 15 : 20

2 場 所 ホテルニュー長崎 3 階 丹頂の間

3 議 事

(1) 国立大学法人長崎大学基本規則の一部改正について

理事 (総務・財務担当) から、資料 1 に基づき、国立大学法人長崎大学基本規則を次の理由により一部改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- ① 研究推進戦略室を改組し、研究費等の獲得に関する支援体制を強化するとともに、部局等の研究支援組織との連携を図ることにより本学の研究の充実・推進に資するため、研究推進戦略本部を新たに設置すること。
- ② 多文化社会学部を新たに設置すること。
- ③ 情報メディア基盤センターを改組し、ICT を活用した教育研究環境を提供するため、情報政策の企画・実施、高度情報化技術に基づく情報基盤の整備、教育の情報化及び情報教育の推進を行うことを目的とする ICT 基盤センターを新たに設置すること。

(2) 長崎大学多文化社会学部運営規則の制定について

理事 (総務・財務担当) から、資料 2 に基づき、4 月 1 日に新たに設置する長崎大学多文化社会学部の運営体制等に関する事項を定める、長崎大学多文化社会学部運営規則を制定することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(3) 情報化推進体制の整備に伴う関係する学内規則等の制定について

副学長 (情報担当) から、資料 3 に基づき、4 月 1 日に情報化統括責任者 (CIO) ・最高情報セキュリティ責任者 (CISO) 等の設置及び情報メディア基盤センターを改組し ICT 基盤センターを新たに設置することに伴い、関係する次の学内規則等を制定すること、並びに長崎大学情報政策連絡会議規程については第 4 条第 1 項第 4 号及び 5 号の「教員」を「職員」に訂正して制定することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- ① 長崎大学情報化統括責任者等の設置に関する規則
- ② 長崎大学情報政策連絡会議規程
- ③ 長崎大学情報セキュリティ委員会規程
- ④ 長崎大学 ICT 基盤センター規則

(4) 平成 26 年度年度計画について

理事（総務・財務担当）から、資料 4 に基づき、平成 26 年度年度計画（提出版）について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(5) 新たな年俸制の導入について

理事（人事担当）から、資料 5 に基づき、大学教員に従前の級・号俸制にとらわれない戦略的な処遇を実現する年俸制を導入するため、次の規則等を一部改正及び規程を制定することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- ① 戦略的に強化すべき分野において当該目的を達成するための役割を与えて雇用する大学教員のうち、学長が必要と認める者の給与に年俸制を導入することに伴い、その給与を年俸制とする者の給与の決定、支払等は別に定めることとするため、長崎大学職員就業規則を一部改正すること。
- ② 長崎大学職員就業規則（平成 16 年規則第 44 号）第 29 条第 2 項の規定に基づき、同規則の適用を受ける大学教員でその給与を年俸制とする者の給与の決定、支給等に関し必要な事項を定めるため、長崎大学の年俸制を適用する大学教員の給与に関する規程を制定すること。
- ③ 大学教員に新たな年俸制を導入することに伴い、長崎大学職員退職手当規程を一部改正すること。

(6) 労働契約法の特例への対応について

理事（人事担当）から、資料 6 に基づき、研究協力開発強化法の改正により科学技術に関する研究者又は技術者などについては労働契約法第 18 条の規定の特例を設け、無期転換の申込みを可能とする有期労働契約の通算契約期間を 5 年から 10 年に延長することに伴う本学の対応として、次の規則等を一部改正及び規程を制定することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- ① 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）の一部改正に伴い、より質の高い労働力の提供を期待し、科学技術に関する研究者等の有期労働契約の上限期間を 10 年とするため、長崎大学有期雇用職員就業規則、長崎大学フルタイム就業規則及び長崎大学パートタイム就業規則を一部改正すること。
- ② 長崎大学との間で期間の定めのある労働契約を締結する者の契約期間に関し必要な事項を定めるため、長崎大学有期労働契約職員の契約期間に関する規程を制定すること。

(7) 若手・中堅層の昇給号俸回復に伴う初任給に関する号俸の調整について

理事（人事担当）から、資料 7 に基づき、給与構造改革期間中（平成 18 年度～21 年度の 4 年間）に抑制されてきた昇給号俸を平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 1

日で回復することに伴い、平成 26 年 4 月 1 日以降に採用された職員の初任給に関する号俸を調整するため、長崎大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の一部を改正する細則を一部改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- (8) ポイント制による教育職員の人件費管理方式について（役員会決定）の一部改正について

理事（人事担当）から、資料 8 に基づき、新たな年俸制教員の人件費を、年俸額とポイント数を対応させて管理することとするため、ポイント制による教育職員の人件費管理方式について（役員会決定）を一部改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- (9) 平成 26 年度長期借入金認可申請等について

理事（総務・財務担当）から、資料 9 に基づき、平成 26 年度予定事業である大学病院の再整備事業「中央診療棟」、「手術部手術管理システム」及び「手術部高度先進医療システム」の事業費に係る財源としての長期借入金に係る認可申請、並びに病院施設の再整備事業に伴う長期借入金及び国立学校特別会計時より承継した長期借入金に係る償還計画について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- (10) 平成 26 年度学内当初予算配分について

理事（総務・財務担当）から、資料 10 に基づき、学内予算配分基本方針に基づく平成 26 年度の学内当初予算配分の事項毎の経費配分について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- (11) 平成 26 年度資金繰計画及び平成 26 年度余裕資金運用計画について

理事（総務・財務担当）から、資料 11 に基づき、平成 26 年度の資金繰計画及び余裕資金運用計画について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(以上)